

Special Feature
 特集 1
**国土交通省における
 子育て支援に関する施策について**
 〈子育て世帯等への住宅支援〉

国土交通省
 住宅局住宅企画官付

はじめに

現在、我が国においては、急速に進行する少子化・人口減少への対応が国の存続に関わる最重要課題となっております。

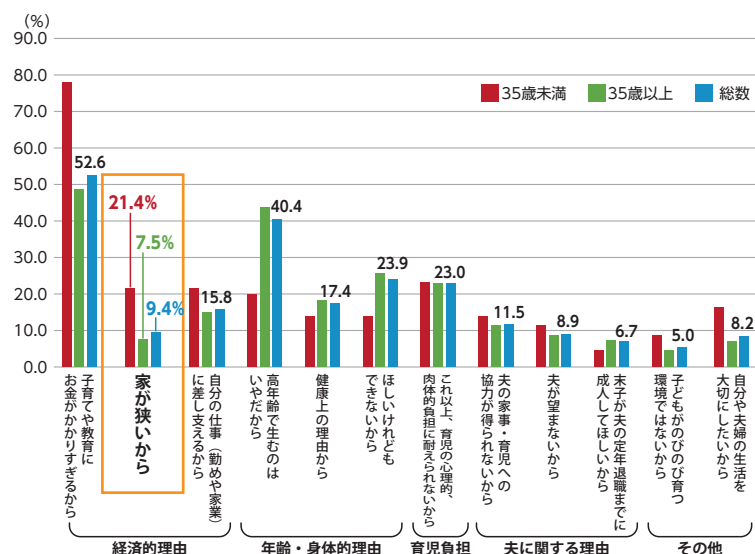
厚生労働省の人口動態統計（2022年）によると、2022年に生まれたこどもの数は77万人となり、統計開始以来の過去最低の数字となりました。また、一人の女性が一生に出産するこども数を示す合計特殊出生率についても、1.26と過去最低の水準となっております。特に、近年では少子化のスピードが加速しており、このままの状態を放置し続ければ、将来的には経済や社会システムの維持が困難となることが危惧されています。

政府全体として、こうした急速に進む少子化に歯止めをかけるべく、子育て世帯等への経済的支援をはじめとする今後3年間で集中的に取り組む内容をまとめた「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」やこども施策の基本的な方針である「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」などを策定し、これまでとは次元の異なる少子化対策を推し進めることとしております。

国土交通省としても、こうした政府全体の取組方針に基づき、こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができる社会環境づくりとして、子育てを住まいと周辺環境の観点から支援する「こどもまんなかまちづくり」を進めていく方針です。

とりわけ「住まい」については、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査（2021）によると、理想のこども数をもたない理由の一つとして、若い世代を中心に「家

【図表1】妻の年齢別にみた、理想のこども数をもたない理由



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021年）を基に内閣府作成。
 注：対象は予定子ども数か理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。
 複数回答のため合計値は100%を超える。

【図表3】子育て世帯向けに空き家を改修する例



が狭いから」が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境を求める声があがっています。こうしたことから、子育てに必要な広さや利便性などに優れた住まいを確保することが重要です。

そこで今回は、子育てに優しい住まいの拡充に向け、国土交通省において実施することとしている子育て世帯等への住宅支援についてご紹介させていただきます。

子育て世帯の居住に供する住宅の確保

まず、子育て世帯等が入居できる子育て環境の優れた住まいを十分に確保することが必要です。

国土交通省においては、家賃が低廉な住宅として、子育て環境に優れた公営住宅などの公的賃貸住宅や民間の空き家を子育て世帯等向けに最大限活用することを推進していきます。

具体的には、立地や間取りの面で子育て環境に優れた公営住宅などの公的賃貸住宅について、子育て世帯向けの住戸改修に対する支援などを行いながら、若者夫婦世帯や子育て世帯が優先的に入居できるよう、地方自治体等に対して働きかけを行っていきます。

【図表2】子育て世帯向けの公営住宅の改修イメージ



衝撃吸収性のあるフローリングへの改修

見守りができる対面キッチンへの改修

空き家などの民間住宅ストックの活用については、ひとり親世帯など支援が必要な世帯を含め、幅広く子育て世帯が住宅に入居しやすい環境を整備する観点から、2023年12月に施行された改正空家等対策特別措置法に基づき、空き家の利活用を促す「空家等活用促進区域」の設定により、空き家所有者に対して子育て世帯向け住宅への活用を働きかけていきます。

また、同法に基づき指定された空家等管理活用支援法人などが空き家を借り上げて改修し、それをサブリースすることによって子育て世帯向けの良質で低廉な賃貸住宅を供給するなどのモデル的な取組に対して支援を行うことで、子育て世帯向けの空き家活用をさらに促進していきます。

【図表4】改正空家等対策特別措置法（活用拡大）概要

空家対策特措法改正 1. 活用拡大



加えて、戸建て住宅を含めた空き家について、子育て世帯向けのセーフティネット住宅への登録も促進します。

こうした既存の住宅ストックを最大限に活用しながら、子育て世帯向けの住宅の確保に取り組んでいきます。

子育て世帯が暮らしやすい環境づくり

●子育て世帯の入居に係るサポート体制の整備

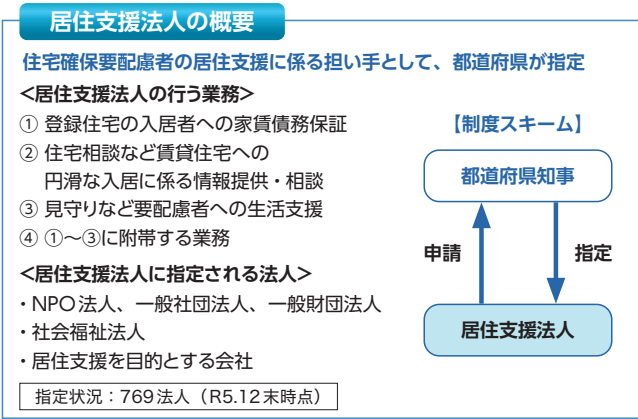
子育て世帯の居住に供する住宅の確保に加えて、子育て世帯にとって住みやすい環境づくりも必要です。その一つとして、子育て世帯への入居時及び入居中のサポート体制を構築することが挙げられます。

既に、高齢者や低所得者、子育て世帯など住宅確保に配慮が必要な方々に対して、賃貸住宅へ円滑に入居するための情報提供や相談対応などのサポートを行う居住支援法人があります。

国土交通省においては、こうした法人の活動経費への補助を実施しているところですが、特に子育て世帯へのサポートを行う法人については重点配分するなど、子育て世帯へサポートが行き渡るように取組を進めています。

また、集合住宅では、こどもの声や音などの面で、近隣住民に気兼ねしてしまうという不安を抱える方もいらっしゃいます。そうした方々が安心して入居できるように、集合住宅の入居者等への子育て世帯に対する理解の醸成にも力を入れてまいります。

【図表5】 居住支援法人の概要



●子育て世帯にとって安全・安心な住環境の確保

子育て世帯にとって安全・安心な住宅を確保することも重要です。とりわけ、子どもをもつ家庭で起こる住戸内の事故の防止や、子育てで多忙な親が快適に暮らせる住環境の確保が不可欠です。

国土交通省においては、子育て世帯が多く住む集合住宅を対象に、事故防止や防犯対策などのこどもの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取組や、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取組に対して支援を行う「子育て支援共同住宅推進事業」を実施しています。

この事業においては、安全・安心の確保に向けた設備について、1戸あたり最大100万円、交流機会創出に向けた設備では、1棟あたり最大500万円の補助を実施しているところです。

また、昨今の子育て世帯のニーズを踏まえ、こどもの食事や入浴などの世話で手が離せないときでも一度の配達で受け取りが可能となるよう子育て世帯の利便性向上や、配達員からの対面での受け渡し避けられるよう、防犯性向上の観点から、令和5年度補正予算において「宅配ボックスの設置」に係る改修工事にも補助を受けられるようになりました。

こちらについては、子育て世帯が3割以上を占める既存のマンションやアパートが対象となり、1棟あたり50万円を上限に、子育て世帯の入居率が高いほど補助が手厚くなるよう措置しました。

【図表6】 子育て支援型共同住宅推進事業 補助対象イメージ



■ 子育て世帯による良質な住宅の取得支援

昨今の物価高騰に伴う建築費の上昇などを背景として、住宅価格が上昇しており、特に都市部を中心に住宅価格が高騰しています。また、住宅ローン金利も上昇していることと相まって、住宅取得環境は悪化しています。特に、子育て世帯など若年世代を中心として、広さや間取り、省エネ性能などの面で希望する住宅を購入しづらくなっているという状況です。

こうした足元の物価高の中にあっても、子育て世帯をはじめとする方々の住宅の取得や省エネ性能向上をしっかりと支えていくことが不可欠となっています。

国土交通省においては、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算案において「子育てエコホーム支援事業」を実施することとしています。

【図表7】 子育てエコホーム支援事業の概要

1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい**子育て世帯・若者夫婦世帯**による**高い省エネ性能を有する新築住宅の取得**や、**住宅の省エネ改修等**に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築		住宅のリフォーム	
対象住宅	補助額	対象工事	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを 除く一次エネルギー消費量 ▲20%に適合するもの)	①100万円/戸 ② 80万円/戸 ただし、以下の(1)かつ(2)に該当する区域に立地している住宅は原則半額 (1) 市街化調整区域 (2) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)	① 住宅の省エネ改修 ② 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。)	リフォーム工事内容に応じて定める額※ ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯: 上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯: 上限30万円/戸

【図表8】住宅ローン減税の借入限度額等の概要

住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税)						
2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。						
<入居年>		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
控除率：0.7%					与党大綱 R7年度税制改正にて R6と同様の方向性で検討	
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,500万円【今回改正内容】	3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅			3,000万円	
		その他の住宅			2,000万円	
控除期間	新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
	既存住宅	10年				
所得要件	2,000万円					
床面積要件	50㎡(新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡)【今回改正内容】(所得要件：1,000万円)					

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱 R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

この事業においては、子育て世帯などによる高い省エネ性能の新築住宅の取得に1戸あたり最大100万円補助するとともに、省エネ改修も要件により1戸あたり最大60万円の補助を実施しています。また、環境省が行う高断熱窓の設置への支援や経済産業省が行う高効率給湯器の設置への支援とも連携して、各事業をワンストップで利用することが可能となっています。

税制面では、令和6年度税制改正において、住宅ローン残高に応じて所得税等が控除される住宅ローン減税制度について、控除の対象となる住宅ローンの借入限度額を子育て世帯や若者夫婦世帯が令和6年に入居する場合には、令和4・5年入居の場合の水準(認定住宅：5,000万円、ZEH水準省エネ住宅：4,500万円、省エネ基準適合住宅：4,000万円)を維持することなどを講じることとなりました。

また、住宅ローン減税と同様に、令和6年度税制改正において、子育て世帯等が転落防止の手すりの設置や防音性の高い床への交換などの子育てに対応した住宅へのリフォームを行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%を所得税から控除する措置を新たに講じることとなりました。

これらの支援制度とともに、住宅金融支援機構において実施している、子どもの人数に応じて金利を引き下げる「【フラット35】子育てプラス」による支援とあわせて、現下の住宅取得環境にかかわらず、子育て世帯が良質な住宅取得が可能となるよう取組を進めてまいります。

【図表9】子育てリフォーム減税概要

既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長(所得税)

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を2年間延長するとともに、こども・子育て政策の抜本的強化に向けて、「こどもまんなかまちづくり」を推進するため、子育てに対応した住宅へのリフォームに係る所得税の特例措置を新たに講じる。

施策の背景

- 2022年の出生数は約77万人と過去最低で、少子化は危機的状況。
- 子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、住宅のハード面の性能向上により子育ての負担の軽減を図る必要がある。
- 子育てに対応した住宅へのリフォームを支援し、子育て世帯の居住環境を改善。

経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)

- こども・子育て政策は最も効率的な未来への投資であり、「こども未来戦略方針」に沿って、政府を挙げて取組を抜本強化し、少子化傾向を反転させる。
- 子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進する。

こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)

- 子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。具体的には、…既存の民間住宅ストックの活用を進める。

要望の結果

- 現行の措置を2年間(令和6年1月1日～令和7年12月31日)延長する。
- 子育て世帯等^{※1}が子育てに対応した住宅へのリフォーム^{※2}を行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%等^{※3}を所得税から控除する。(適用期限:令和6年12月31日)

与党大綱 R7年の措置について、R7年度税制改正にて同様の方向性で検討

対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)	
耐震	250万円	25万円	
バリアフリー	200万円	20万円	
省エネ	250万円(350万円) ^{※4}	25万円(35万円) ^{※4}	
三世帯同居	250万円	25万円	
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円) ^{※4}	50万円(60万円) ^{※4}
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円) ^{※4}	25万円(35万円) ^{※4}
子育て(拡充)	250万円	25万円	


※1 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

※2 ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・境界・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る。)

※3 対象工事の限度額超過分及びその他増設等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

※4 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

子育てに対応した住宅への主なリフォームイメージ



おわりに

今回、国土交通省において進めている様々な子育て世帯などへの住宅支援についてご紹介させていただきましたが、これらの施策の推進にあたっては、国土交通省だけではなく、地方公共団体や関係事業者の皆様など様々な関係者との連携が不可欠です。

少子化対策は待ったなしの課題であり、国土交通省としても、関係者の皆様と密に連携を図りながら、子育て世帯や若年世代の住まいに対する多様な希望が叶うよう、全力で取り組んでまいります。